

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十五号

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表教育職給料表(一)の欄を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 この表中「4/25以上」等とあるのは「4級25号給から4級の最高の号給までの号給」等を、「4/2-4/24」等とあるのは「4級2号給から4級24号給までの号給」等を、「4/1」等とあるのは「4級1号給」等を示す。

別表の二の表教育職給料表(一)の欄及び同表の備考を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。